

公 売 公 告

公 売 財 産 見 積 価 額 公 売 保 証 金	売 却 区 分	公 売 財 産		公 保 証 金	見 積 価 額 (最低公売価額)
		名称、性質、所在、賃借権又は地上権の内容その他	数量		
					円
注意 1 上記売却区分ごとに公売します。入札書は売却区分ごとに作成してください。 2 見積価額欄に※印があるものは、その見積価額が当該物件にも張り付けてあります。					
公 売 方 法		(入札) (競り売り)			
公 売 日 時	入 札	年 月 日	午前・午後	時 分	から
	競り売り	年 月 日	午前・午後	時 分	まで
	開 札	年 月 日	午前・午後	時 分	
公 売 場 所					
売 却 決 定	日 時	年 月 日	午前・午後	時 分	
	場 所				
買 受 代 金 納 付 期 限		年 月 日	午前・午後	時 分	
買 受 人 について の 資 格 そ の 他 の 要 件					
そ の 他	1 見積価額に達した入札者等がない場合には、直ちに再度入札又は再度せり売りを実施することがあります。				
	2 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録税等）は、買受人の負担となります。				
	3				
	4				
摘 要	◎ 配当を受けるものの権利の申出について この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利の有する者は、売却決定をする日の前日までに「債権現在額申立書」によりその内容を当市に申し出てください。				
上記のとおり、差押財産の公売をすることとなりましたから、通知します。 (根拠法令一国税徴収法第95条第1項、第99条第1項、第3項及び第4項) 年 月 日 美唄市長 印 (滞納者の氏名又は名称) 様					

- 摘要 1 公売財産上に賃借権(不動産又は船舶に係るものに限る。)又は地上権があるときは、「公売財産」欄に、その存続期限、借賃又は地代その他これらの権利の内容を記載し併せて公告すること。
2 公売保証金を要しない場合又は見積価額を公告しない場合若しくは公告後に見積価額を決定する場合には、それぞれの該当欄にその旨を記載して公告すること。
3 滞納処分が行われた不動産(換価執行決定がされたものに限る。)について公売公告をするときに使用する場合は、この様式中「差押財産」とあるのを「特定参加差押不動産」と訂正して使用すること。
4 不要文字を消して使用すること。